



クレイトン・ユツツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 118 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2025 年 6 月 クレイトン・ユツツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### 賃金未払い問題の是正（労働法）

2025 年 4 月、フェアワークオンブズマン（FWO）は、フェアワーク法違反の賃金未払い件数が増加していること、および適切な違反是正プログラムの明確化が求められていることに対応するため、賃金計算是正プログラムガイド（Payroll Remediation Program Guide。以下「PRP ガイド」といいます。）を公表し、賃金未払いのは正を中心としたフェアワーク法に基づく従業員の権利は正に関して、雇用主に対する推奨事項を公表しました。

PRP ガイドでは、雇用主が広範囲または組織的なフェアワーク法違反の可能性があると認識した場合には、違反の全容を特定できていない場合であっても可能な限り早期に FWO に通知すること、フェアワーク法の違反またはその可能性が確認された場合、利用可能な従業員記録やデータ、違反の発生時期を考慮し、可能な限り長い期間に遡って違反検証の対象とするべきであること、および賃金計算是正プログラムに取り組む雇用主は、従業員とのコミュニケーション計画を作成すること等が推奨事項として提示されています。

PRP ガイドの公表を受け、雇用主はまず現在の賃金計算是正プログラムを見直し、改善可能な点を特定して、将来の賃金未払いを防ぐためのは正措置を最優先で導入することに注力すべきといえます。

原文（英文）への[リンク](#)は[こちら](#)。

## その他の注目のトピック

### サステナビリティ報告ガイド（環境）

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、2025年1月1日に開始された新たな気候関連の情報開示義務制度の一環として、サステナビリティ報告義務を負っている企業を支援するために、サステナビリティ報告に関する規制ガイド（Regulatory Guide 280 – Sustainability Reporting）を公表しました。

義務的なサステナビリティ報告制度は、企業にとって非常に重要な規制開示の新たな枠組みであり、取締役の宣言書（directors' declaration）の提出が報告書の提出時に必要となることからも、取締役が新制度を十分に理解しておくことが重要です。また、開示内容は、ガバナンス、リスク戦略・管理を含む幅広く複雑な項目にわたるため、企業は、適切な専門知識を持つアドバイザーや社内リソースの確保を通じて、確実にコンプライアンスを達成する体制を整える必要があります。

サステナビリティ報告に関する規制ガイドでは、サステナビリティ報告義務を負う主体、報告書の作成のタイミングおよび求められる内容、ASICによるサステナビリティ報告制度の運用方法といった、企業がサステナビリティ報告書を作成するに当たって参考となる実務的な指針が提供されています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### オーストラリア会社法概説

〔第2版〕（2019）

### オーストラリア労働党の再選とその政策（鉱業）

2025年5月3日の連邦選挙では、オーストラリア労働党が再選され、アルバニージ首相が2期目の任期を開始しました。オーストラリア労働党は連邦選挙に先立ち、オーストラリア経済における鉱業の重要性を強調した上、種々の鉱業に関する複数の政策を提案しており、今回のオーストラリア労働党の再選に伴い、鉱業分野における立法改革が進む見込みです。

オーストラリア労働党が選挙前または選挙期間中に公表した主な政策には、重要鉱物（Critical Minerals）産業の支援とオーストラリア国内での下流工程（精製や加工）の促進を目的とした税額控除スキームの導入（Critical Minerals Production Tax Incentive）や、重要鉱物の安定確保を目的とした重要鉱物戦略備蓄制度（Critical Minerals Strategic Reserve）の導入等が含まれます。

本稿では、その概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版社（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただけます。

## ソフトウェアライセンス管理（知的財産）

ほとんどの企業にとってソフトウェアは事業運営に不可欠であり、適切なライセンス管理体制を整え、ベンダーからの監査への対応の準備をしておくことは非常に重要です。本稿では、企業における自社のソフトウェアライセンス管理の手法について紹介します。

例えば、新しい契約やライセンス更新に着手する前には、自社の現在および将来のソフトウェアニーズを把握しておくことが重要であり、将来的に他のソフトウェアへの移行が見えている場合には、その旨を契約条件に明記するか、将来の変化に柔軟に対応できる条項を盛り込むことが望ましいといえます。また、実際に契約内容を検討する際には、特に使用（use）、アクセス（access）、直接・間接（direct and indirect）、ユーザー（user）といったライセンス契約上のキーワードの定義の明確化が非常に重要です。

また、ベンダーによる監査権限が契約書にどのように規定されているかを詳細に確認し、その範囲が不当に広すぎないか確認することも重要です。監査を完全に回避することは困難であるものの、合理的で制限のある条件にする必要があります。さらに、ライセンスの過剰使用などに関して、契約書で事前にペナルティが定められている場合があり、これには、監査費用の負担や追加ライセンスの購入等が含まれることもあります。こうした条件は、契約締結前に交渉し、合理的な紛争解決の仕組みを設けておくことが肝要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 担保完全化の判断要素に関する裁判例（動産担保法）

豪州連邦裁判所は、動産担保法（PPSA）における担保権の完全化（Perfection）の要件である、明らかな占有（apparent possession）の解釈について、初めて明確な基準を示しました。動産担保法では、担保権の設定（Attachment。日本でいう債務者対抗要件の具備）と担保権の完全化（Perfection。日本でいう第三者対抗要件の具備）という概念が導入されており、担保権の完全化の要件として、担保権者が担保資産を占有又は支配しているか、または担保が動産登録レジスターに登録されていることが必要となります。もっとも、かかる占有の一形態である明らかな占有（apparent possession）については、動産担保法には定義がなく、動産登録レジスターへの登録前に担保権の完全化の有無について争いが生じた場合に、その解釈について問題となっていました。

本判決では、担保資産が債務者の所有する敷地の内奥に位置しており、敷地外や敷地の境界線からは視認できなかったものの、明らかな占有（apparent possession）が認められるか否かは、適切な位置から担保資産を視認できる仮想の観察者を基準に判断し、当該仮想の観察者が知り得る事実や状況を元に判断するという解釈がなされました。

担保権を守るために、PPSRへの登録が推奨されるものの、それまでに発生し得る担保権の完全化に関する紛争へのアプローチ方法を示したという点で、本判決は重要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 最近行われたセミナー等

### 海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナー（2024年11月25日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第1回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関する法規制概要について加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JVの概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

### ブリスベン日本商工会議所 2024年度第2回勉強会（2024年9月5日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の4つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

### 4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が2023年3月29日から31日にかけて東京で開催した4th Asia-based International Financial Law Conferenceにて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料はこちらのリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

### 豪州M&A取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が2022年11月8日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州M&A取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州M&A取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像はこちらのウェブページから、講演で使用した資料はこちらのリンク先からご覧いただけます。

[Japan Practice](#)  
紹介サイト



## 最近の出版物等

### 『【特別企画】どうなる？日豪のM & A 市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信する NNA 社が主催した、日系企業による豪州 M&A に携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州 M&A に関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業による M&A 手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

### Energy Transition Guide

クレイトン・ユツツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギー・トランジションに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024年の1月1日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

### 『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユツツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

## 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之  
メール : [hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



スペシャルカウンセル 山浦 茂樹  
メール : [syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



ロイヤー 須川 佑妃  
メール : [ysugawa@claytonutz.com](mailto:ysugawa@claytonutz.com)



ロイヤー 曽我 修平  
メール : [ssoga@claytonutz.com](mailto:ssoga@claytonutz.com)



外国法弁護士 白藤 祐也  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
メール : [yshirafuji@claytonutz.com](mailto:yshirafuji@claytonutz.com)



外国法弁護士 半谷 駿介  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
メール : [shanya@claytonutz.com](mailto:shanya@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
リッジウェイ かおり  
メール : [kridgway@claytonutz.com](mailto:kridgway@claytonutz.com)